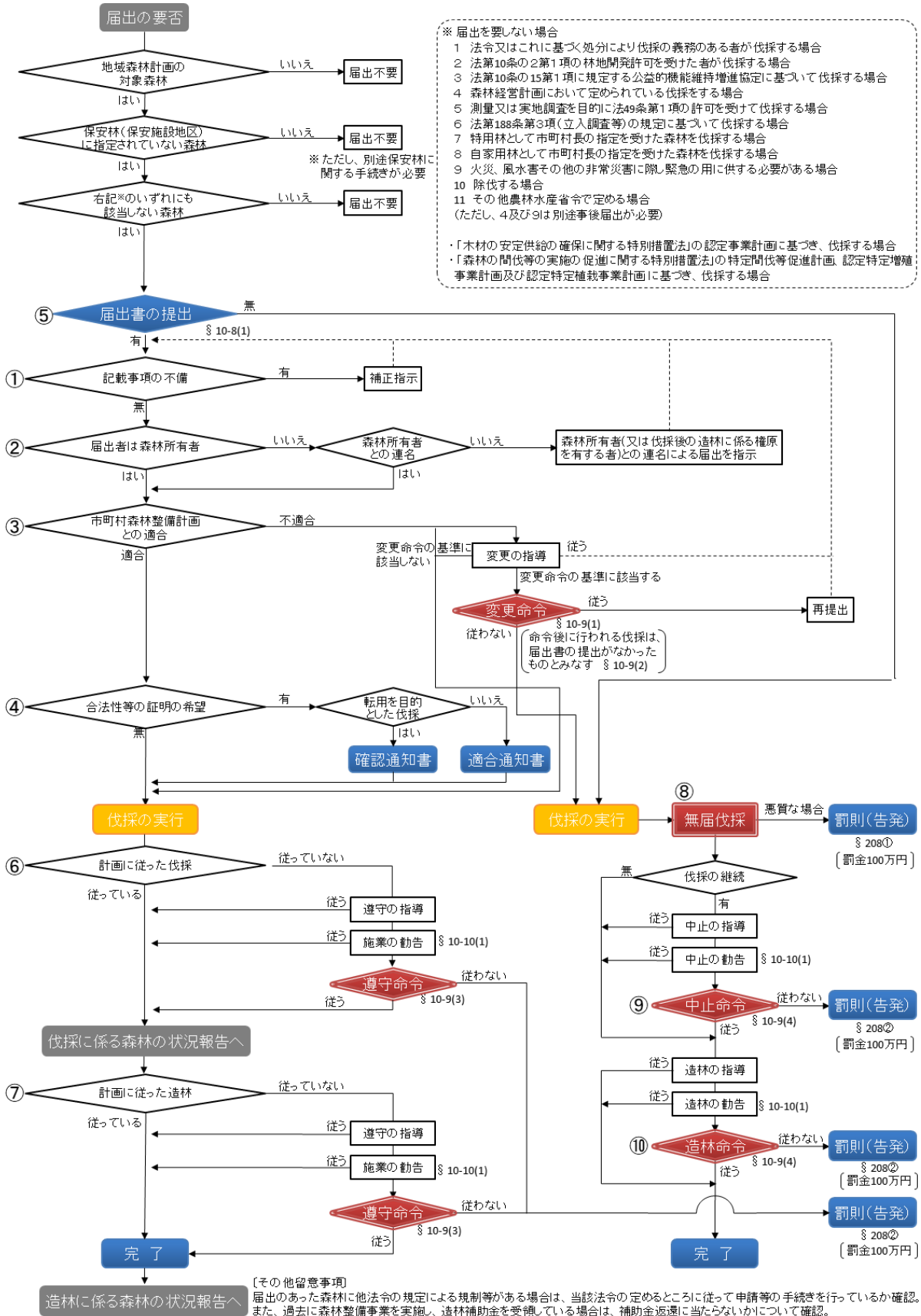


伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート

1 伐採及び伐採後の造林の届出

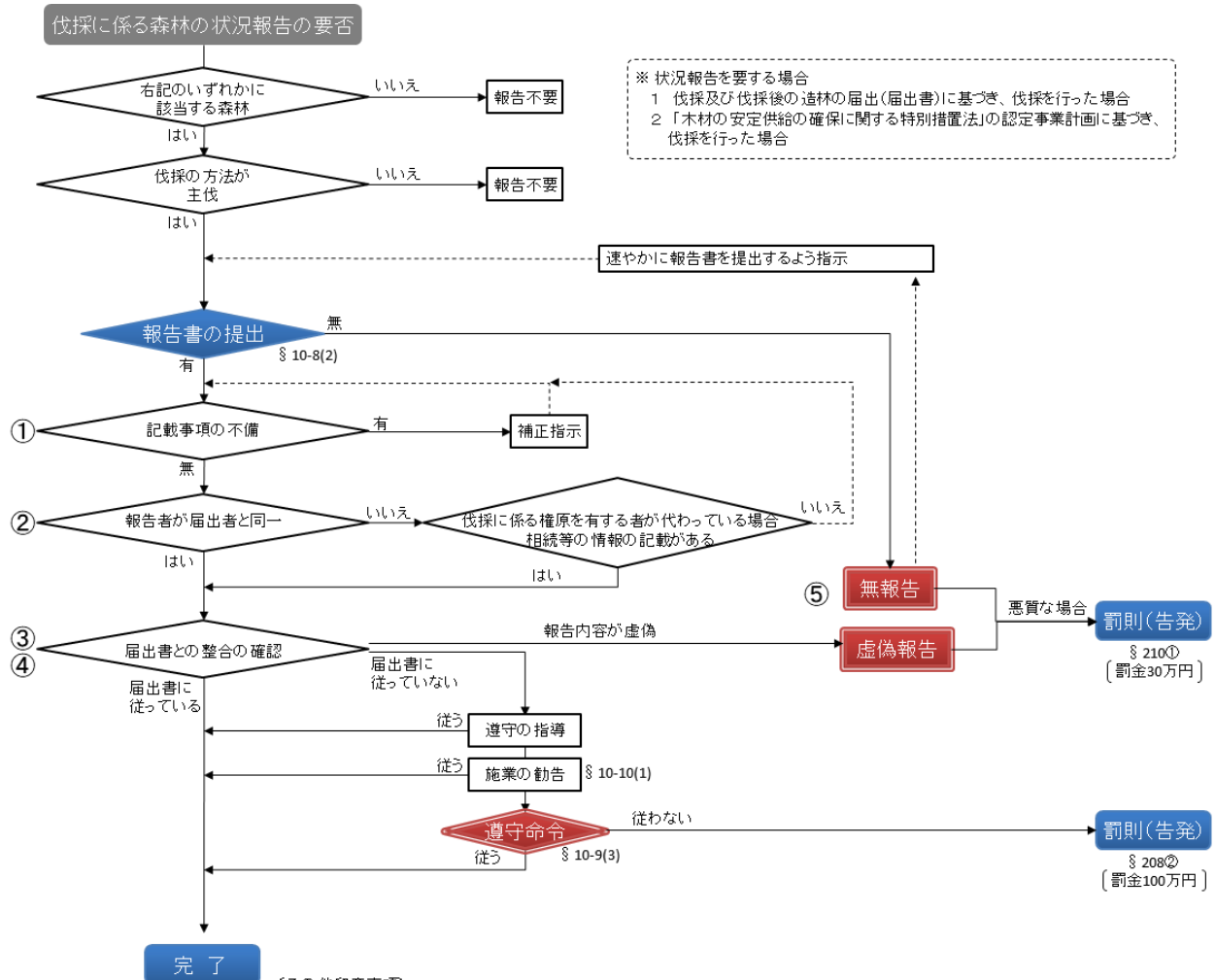


※ 届出を要しない場合

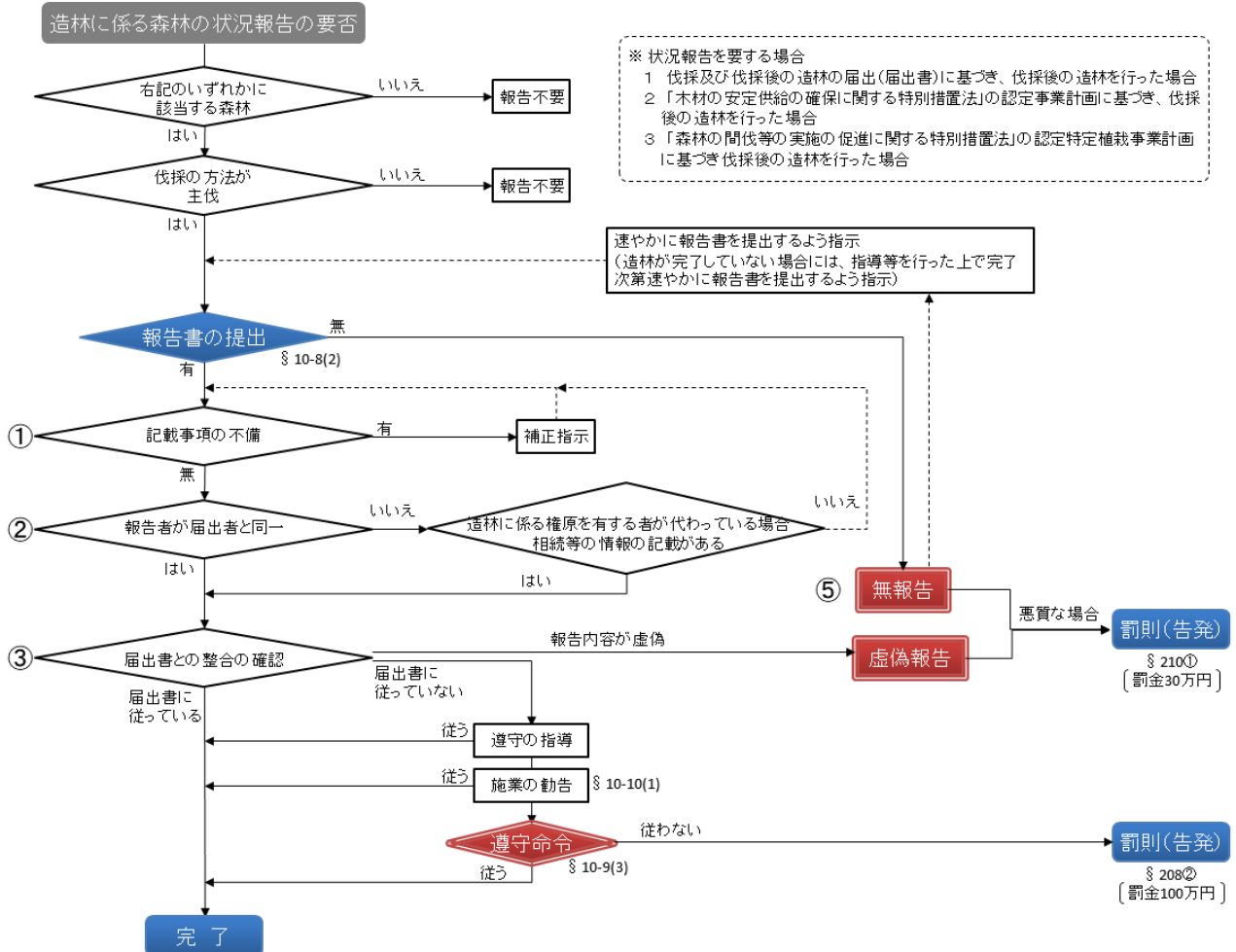
- 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者が伐採する場合
- 法第10条の2第1項の林地開発許可を受けた者が伐採する場合
- 法第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定に基づいて伐採する場合
- 森林経営計画において定められている伐採をする場合
- 測量又は実地調査を目的に法49条第1項の許可を受けて伐採する場合
- 法第188条第3項(立入調査等)の規定に基づいて伐採する場合
- 特用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合
- 自家用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合
- 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 除伐する場合
- その他農林水産省令で定める場合(ただし、4及び9は別途事後届出が必要)

・「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の認定事業計画に基づき、伐採する場合
 ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の特定期伐等促進計画、認定特定増殖事業計画及び認定特定植栽事業計画に基づき、伐採する場合

2 伐採に係る森林の状況の報告



3 伐採後の造林に係る森林の状況の報告



[その他留意事項]

「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の認定事業計画及び「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の認定特定植栽事業計画に基づく伐採後の造林についての状況報告には、§ 10-9(3)の遵守命令の規定は適用されないことに留意すること。